

第24回議会運営委員会記録

令和6年5月24日

【開催日】 令和6年5月24日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時25分～午後0時4分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	吉永美子	議員	山田伸幸
議員	白井健一郎	議員	矢田松夫

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹
議事係書記	杉本みちる		

【審査内容】

- 1 服装の自由化について
- 2 一般質問について
- 3 陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）の審査において挙げた検討事項について
- 4 その他

午前10時25分 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第24回議会運営委員会を開催いたします。本日、4名の議員が委員外議員としての出席を希望

しておられます。4名の委員外議員としての出席について、委員の皆様、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、矢田議員、吉永議員、山田議員、白井議員、お席に着いてください。それでは、本日の付議事項のまず1点目です。服装の自由化についてです。前回、服装の自由化について各会派の委員から御意見をお聞きしております。前回の議会運営委員会後、この件を各会派に持ち帰られたと思います。付け加え等も含めて、3会派の委員の皆さん、服装の自由化について御意見があれば、お聞きしたいと思います。いかがですか。

森山喜久副委員長 服装の自由化について、私の会派で議論したところ、メリットとしては、議会カフェなどへの参加のハードルを下げ、親しみを持って話しやすくなるというものがあると、デメリットとしては今までは背広でよかったが、服装に気を使うようになるという話がありました。ただ、自由化という形であれば、ルール化自体は難しいという話になっております。やはり個人の良識に任せるしかないのではないかという話になりました。

伊場勇委員 それに加えて、議員、議会に対するハードルを下げ、市民の人から少しでも親しみを持ってもらうということでございます。民間の企業等においては、楽な服装で出勤される方も多いですし、また、スーツを着るよりもラフな格好のほうが自由闊達な意見が出るとも言われております。服装の自由化というのは、社会の模範である議会として、また、市唯一の議事機関としてメリットのほうが大きいんじゃないかという考えを持っております。

大井淳一朗委員 前回から付け加えることは特にありません。私たちの会派でも、この服装の自由化については進めていきたいと。この前も話しましたが、服装を自由化すると、服装が際限なく乱れるということも考えられるんですけども、この点については、有権者である市民の目などがありますので、服装は良識に従ってそれぞれの判断に委ねられるのではな

いかと考えます。

笹木慶之委員 私どもの会派といたしましても、既に話をしておりますように、今まで議会の中での服装については、やはり良識を持って対応していくということが前提でした。とは申しても、いろいろな社会情勢の判断を求めながら、できるものについてはいろいろな意味合いで検討していきたいということを議論いたしました。細かい問題については、まだそこまでは到達いたしておりません。と言いますのが、やはりいろいろ複雑な問題を抱えておりますので、どういう形にするかということについては、もう少し慎重に検討していきたいと思っております。

宮本政志委員長 委員外議員の皆さん、今、議会運営委員の意見を聞かれて、何か御意見等はございますか。

矢田松夫議員 今の話を聞く限りは、そんなに前に進んだような意見ではなかったと、現状維持と受け止めたんですが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 今、矢田議員からは、現状維持、つまり、服装の自由化については、しない方向で、つまり現状維持でクールビズのみでと受け止めたという意見ですが、それについて御意見がありますか。

伊場勇委員 先ほども申し上げましたが、創政会の意見としては、服装を自由化するメリットが大きいと考えておりますので、進めていきたいという考えでございます。

宮本政志委員長 委員外議員の皆さん、この服装の自由化については、今、各会派の議会運営委員の意見をお聞きになりましたね。別に今日結論出すわけではございませんが、今後、近いうちの議会運営委員会の中で議決して、結論を出します。そのための参考意見として皆様にも御意見を聞いておりますから、委員外議員の方も御遠慮なく、意見を言っていた

だければと思います。

白井健一郎議員 服装の自由化についてですけれども、現在の規定上は、マフラーや帽子は禁じられていると。あとは議会の品位の保持という規定が関わってくると思われます。つまり、規定上は現在でも原則自由なのです。しかし、議会では慣習や慣例が重視されますので、原則スーツとなっており、ここで一度話し合っておく必要があると思って出席いたしました。議会の服装の自由化は、議会の感覚が一般市民の感覚から離れてしまって、大なたを振るう必要があるときに、議会改革の一つとして実行を考えるべきであると思っています。しかし、山陽小野田市議会を振り返ると、市民と接する中で、議会や議員に対する市民の信頼は危険水域には達していないと。つまり、議会や議員は、市民から一定程度信頼されていると判断しています。具体的には、議会だよりはかなりの市民が目を通しており、また、議会カフェなども信頼されています。ですから、現時点で議会の服装の自由化が議論に上がるのは、むしろ遅れてきた議会改革としていまいちぴんとこないのが正直なところですが、さて、議会の品位が保持される限度で服装は自由だと考えますが、どこまで自由なのかは、議員によって意見が分かれると思います。議会は、言論の府であり、発言や質問で勝負すべき場ではありますが、党派や個人の特定政策の主張を背景とした服装も用いられる場合があると思います。例えば、レノファ山口の熱心なサポーター議員が、1人だけレノファのユニフォームを着て議場に入場した場合とか、あるいは、LGBTQの運動を推進したいと主張する議員が、レインボーの格好をして議場に入場するとか、例は幾らでも考えられると思います。ただ、このような場合には、議員各人の良識に基づくのが原則ではありますが、議会の品位の保持という観点から、個別的に穏便に話し合われるのが妥当だと考えています。

宮本政志委員長 今、白井委員から、この服装の自由化を議会で議論するのは少し遅過ぎたということが一つありましたね。それについて、白井委員

はどうお考えかということが一つ。それともう一つは、ルールづくりについて触れられました。現時点で必要かどうかは今日の議論を踏まえて、お考えが変わる可能性があると思います。白井議員、この2点について、服装の自由化については現時点ではよしとされるのか、もしよしとするのであれば、ルールづくりが必要かどうか、その辺りをお聞きします。

白井健一郎議員 先ほど申しましたように、結論としては、議員個人の良識に基づくものと。しかし、議会の品位の保持という観点から、当然制約される場合があります。ということですね。

宮本政志委員長 もし服装が自由化された場合には、ルールが必要だと思われませんか。

白井健一郎議員 ルールづくりは非常に難しいので、個別具体的に考えるべきだと思います。

山田伸幸議員 服装の自由化は、大いに進めるべきだと考えております。というのも、やはりどうしても委員会室、本会議場など、そういったところは堅いイメージがあって、市民の皆さんがリラックスして場に臨めるかと考えると……先日の議会カフェでも、市民の皆さんはそれぞれ平服で来られているわけです。全く違和感はありません。そして、議員が赤いジャンパーを着ることによって、市民と議員とを区別するためにそういう必要があったと思うんですけれど……自由闊達に議員と市民とが意見を言い合う場を想定したときに、やはり堅苦しい背広を着て、ネクタイをつけて行くよりは、それぞれの良識などで、市民とあまりかけ離れていないような服装であれば、問題ないと思います。

吉永美子委員 このたび長内氏からサジェスションがあって、議論するきっかけをつくっていただいたわけです。私は、服装の自由化の話題が出たときに、既に自由になっているじゃないかと思いました。全部が自由とい

う意味ではなくて、制服で集まっているわけではなく、それぞれの洋服を着ています。そして、先ほど白井議員が言われたように、品位をきちんと保たなければいけない。それを考えると、私は服装を自由化すべき場は考えられると思っています。江藤先生が、「採決する前の晩、皆さんは眠れますか」とおっしゃった話がぐさっと来たんです。やっぱり市民から負託されて、市民から預かったお金をどう使うかと議論するところにおきましては、やはり服装から入るということはあると思っています。本会議場で服装を崩せばいいとは思っていません。ただ、先ほど森山副委員長も言われましたように、市民懇談会とか議会報告会とか、あいった市民と対面していろいろなお話聞くときには、ある程度ラフな格好のほうが市民もお話ししやすいのかなと思っています。本会議場とそれ以外のところを区分けして考えていくべきだと認識しております。

宮本政志委員長　そうですね。今、吉永議員がおっしゃったことで非常に重要なことがあります。まず、議会アドバイザーの長内先生による議員研修のときに、服装の自由化について本当にいいアドバイス、御意見を頂いてきて、そこから議論が深まってきていますね。もう一つは、本会議場の件もまさにそのとおりです。今後、例えば、5月臨時会の職員の異動の挨拶のときは、我々は、クールビズの期間ですが、ネクタイを締めて正装という形でおりました。そういったことも今後議論を深めていく題材の一つとなるでしょう。また、会議規則第151条に、白井委員がおっしゃったとおり、品位を重んじなければならないという規定があります。また、地方自治法でも第132条で品位の保持がうたわれております。そういったところを重視して、良識を持ってという重要な御意見が出ております。そのほか、皆さんから御意見等はございますか。

大井淳一郎委員　今、会議規則の話が出ました。第151条は委員長が言われたとおりで、第152条は白井議員が言われたとおりであります。第152条は、「議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病

気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。」と
いうことで、けがによって、議長の許可を得てつえなどを持って入った
例はありますけれども、基本的にはこの第152条に従って進めてきた
と。もし服装の自由化が進むのであれば、このあたりの規定が外される
と。要は、議場でも帽子とかコートとかマフラーとか着て入ることもあ
り得るだろうと。ただし、あまりにも奇抜などという話になると、それ
は品位との絡みもあります。先ほど申し上げましたように、そういった
ことも含めて有権者の投票行動につながるものだと思っておりますので、
第152条の関係が絡んでくるという意味で、一言述べさせていただきます
ました。

宮本政志委員長　そうですね。今、大井委員がおっしゃった会議規則につい
ては、今後、この服装の自由化が進んで、もし変更になれば、今後の基本
条例の検証のときに会議規則も含まれますので、もしくは、それ以前に
早く変えなければいけないときには、速やかに変更していくことになる
でしょう。これまでの議論を聞いておまして、各会派から出ておられ
る議会運営委員の意見は、詳細は今からいろいろあるでしょうけど、服
装の自由化については前向きな御意見と受け止めました。あと、白井議
員や山田議員や吉永委員も前向きに考えていらっしゃるのかな。そうい
った御意見だったと受け止めているんですが、矢田議員はいかがですか。

矢田松夫議員　最初に言ったのは、議会運営委員の皆さん方は良識の範囲と言
われるから、それは原則論であって今までと変わらないんじゃないかと
いうことです。車体でもそうですけど、軽装備でスリム化の中にも性能
の強化というか、エンジンそのものは変わらないけど車体は軽くなった
じゃなくて、軽くなってやっぱり性能強化につながると。いわゆる議会
改革につながるものであれば、服装の自由化についてはいささか問題で
はないと思います。

山田伸幸議員　あとは執行部とのバランスなんですよ。執行部の皆さんは、日

頃作業着を着ている方も、委員会に出られるときにはネクタイを締めて、上着を着て来られるんですよ。そういうふうに意気込んで来られるところで、こちら側が平服で対応すると。そういうことであるならば、執行部の皆さんにもある程度身構えずに来てほしいと思います。

宮本政志委員長 今、山田委員から出た職員の服装については、前回の議会運営委員会でも出ましたね。職員の服務規程の関係がございました。事務局も含めて議会に合わせることは、非常に難しいと。その辺りをもう一度、事務局のほうで説明してください。職員の服務規程がどうなっているかをお聞きします。

石田議会事務局長 職員の服務規程につきましては、服装をこうすべきであるという具体的な規定はございません。職員については、統一的な庁内の慣例といいますか、過去から委員会に出るときには、背広、ネクタイという慣習もあります。議員の服装の自由化とは別に検討する必要があるといいますか、執行部側の意見も聞く必要があると思っております。

宮本政志委員長 今、石田局長から職員の服務規程の説明がございました。このことも踏まえて、今後、服装の自由化については議論をまた深めていくようになると思えます。そのほかにもございますか。

大井淳一郎委員 前に少し述べたんですけれども、傍聴人の関係もこの話を進めていく延長線上にあらうかと思えます。例えば、傍聴規則第7条第3号では鉢巻き、腕章などの示威的行為が駄目だと。第4号では帽子、マフラー等が駄目です。この辺りをどうするかというのは、今後の議論になっていくかと思えます。

宮本政志委員長 大井委員のおっしゃるとおりで、傍聴関係もこれに関係してきます。このあたりもまた議会運営委員会で議論していくに当たっては、委員外議員の皆さんやそのほか今日出席されていない議員の方々にも声

をかけて、いろいろな御意見を聞いて、速やかにこの服装の自由化について、議会運営委員会で結論を出していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 ただ1点、議員、職員、傍聴人の全ての論点の整理がつかないと何も進まないではスピード感がありません。もし議会からできるのであればそこから始めて、では傍聴人はどうしようかという話のほうが良いと思います。

山田伸幸議員 これは平服と言っていいかどうか分からないんですけど、今はどうか分からないんですけど、周防大島町では夏の制服はアロハシャツに統一されています。また、沖縄では、「かりゆし」を着るという例もあります。山陽小野田市には、何かそういう名物があれば、それに協力するということもあるんです。今、本市であるのはレノファのユニフォームがありますけれど、これも季節限定という感じがしなくもないです。ですが、議会として何かを示さなくてはいけないときは、統一して取り組むことも必要かなと思います。

宮本政志委員長 今、山田委員からも貴重な御意見がございました。冒頭に白井委員がおっしゃったとおりで、良識を持って品位を重んじることが前提にあって、そこからあまりにも逸脱するときには、議長の判断でいろいろな措置を取られるというケースも想定できます。そのほかにございますか。

山田伸幸議員 以前、日本共産党の議員が議場にジーパンで来て、とがめられたという例がありました。これが平服での良識の範囲に入るかどうか、その点についてもし皆さんのほうで御意見があれば伺いたいと思ったんです。

宮本政志委員長 今後、服装の自由化に当たって細かなルールづくりが必要なのかどうか等を含めて議論します。過去にジーパンをはいて来て注意を

受けたということがあったとお聞きしました。時代背景とか今後のルールづくりの有無とか、その辺りも踏まえて今後議論していきましょう。そのほかございますか。

高松秀樹議長 全体に関わることなので、若干発言させてもらいます。その前に、今回の議会運営委員会は、議会全体のことなので委員外議員をお呼びして議論しようということで、非常にいいことだと思っております。また、この服装の自由化については、まず、なぜ自由化の議論がここで上がってきたのかということが一番大事なことだと思います。若干意見は出ましたが、やはり委員会や本会議で自由闊達な議論をどのようにして行うのか。もう一つは、我々は市民から選挙で選ばれた市民の代表です。皆さんは、市民が親しみやすい議会になるにはどうしたらいいのかという観点で、先日から議会運営委員会の中で発言されたと思っております。そこで私も考えたんですが、私自身は、やはり常識を疑うことをしていかないとならないんじゃないのかと。恐らくここにいる皆さんは、男性は背広を着て、ネクタイをして、議員バッジをつけることが議員の常識だと思っていらっしゃる人が多いと思うんです。だから、皆さんはそのような服装をしているはずなんですよ。それともう一つ、先ほどジーンズをとがめられたという話がありましたね。ということは、事実として今、服装の自由化は行われていないということでこの議論を進めていく必要があると思います。そこで必ず議論として出てくるのは、会議規則第151条の「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」という文言なんです。そこでもう一度皆さんに考えていただきたいのは、議会の品位とは一体何なのかと。ネクタイをしたら品位が保持されるのかとか、バッジをしたら保持されるのかとか、そういうことを踏まえて、いかに自由闊達な議論をし、そして、市民から親しまれやすい議会になれるのかということだと思います。これはいわゆる議会改革というレベルの話じゃないと思っております。なぜ服装を自由化する必要があるのかということも踏まえながら、今後、結論が出ていくものと思います。議長としては、こういう議論がしっかり行われるということは非常に喜

ばしいことだと思しますので、皆さん、今後もこういう議論を続けていただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、議長から御説明と御意見等がございました。今後の議会運営委員会で速やかに服装の自由化について結論を出していきたいと思っております。今、議長がおっしゃったことも踏まえて、各会派に持ち帰っていただいて、政党会派の議員の皆さんも会派でお話しされて、そして、矢田議員や白井委員も議決に当たるまでは委員外議員として出席していただけたらと思っております。

岡田議会事務局議事係長 先の議会運営委員会におきまして、大井委員から、議員バッジについて、本市議会ではどのように取り扱っているかという質問がございましたので、御報告します。この点につきましてお調べしたところ、大井委員がおっしゃるように、議会によっては記章規定を定め、付けなければならないとしているところも散見されました。しかし、本市議会におきましては特にそういった規定はございませんでした。

山田伸幸議員 その例でいうと、県議会は議員バッジをつけることという規定があるらしいですね。ほかは自由だそうですよ。

宮本政志委員長 大井委員から前回そのことが出ていました。今、議長も議員バッジの件をおっしゃったので、事務局に確認すればよかったですね。今、事務局から説明があり、山田議員から県議会の件も参考として御説明がありました。これらも含めて、次回の議会運営委員会で議論していこうと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項1点目は終わりたいと思います。それでは、付議事項2点目、一般質問についてに入ります。こちらも前回までの議会運営委員会の中で各会派の御意見はお聞きしております。その後に付け加えることがございましたら、簡潔にお願いします。また、それを含めて一般質問について、各会派の委員の皆さんから御意見をお聞きしたいと思います。

森山喜久副委員長　そもそも一般質問自体は地方自治法上に規定がないと。法定の制度ではないという前提です。しかし、だからといって議員の言論を抑制するつもりはないということが大前提です。一般質問をする際の持論の部分が長い結果、議員が何を聞きたいのかがぼやけてしまって、執行部とのやり取りが食い違ってしまうと。議論がかみ合っていない場面が多々見受けられるということがありました。時間的な在り方とか質疑的な在り方とかの検証が必要ではないかというところで議論が進んだと思っています。このたび会派で改めて意見を聞いたところ、70分という一般質問の時間について、60分にしてもよいのではないかという意見が多く出ました。ただ、その中でも議員の持ち時間を30分から35分にして、執行部には制限時間を特に設けないと。もしくは、執行部にも同程度の時間を配分したらどうかという話も出ました。質問時間とか答弁時間とかの実態はどうかという実態を把握してから改めて協議したらどうかという意見が出てきたということで、様々な意見が出てきたという状況になります。補足があればお願いします。

伊場勇委員　追加する意見としては、仕組みをよりよくするために、議場での緊張感が増すようにということで、会派の中で話し合っています。他市町では議員の持ち時間が決まっているところもあります。執行部と意見を闘わせる場がございますので、そういった仕組みの変更によって緊張感が増して充実した時間になり、一般市民が聞きやすいということなどにつながっていけば、機能としても、時間の有意義な使い方としてもよろしいのではないかという話をしているところです。

宮本政志委員長　伊場議員、前回の議会運営委員会の中では、創政会は一般質問の時間を短くする方向だと受け止めたんです。しかし、今、森山副委員長の意見を聞くと、まだ創政会の中でもいろいろな意見があるということですか。

伊場勇委員　そうですね。今、一般質問で議員側が発すること、例えば、質問する、物事を説明する、持論を述べる、これらの時間があります。実際のところ、議員が事柄について説明して、そして、執行部にも答弁書があるから、そこもまた説明するなど、無駄な時間があるということもありました。そういった時間を把握して、無駄なものは省くべきだと思います。6月定例会においても一般質問が行われるはずですから、そこでの時間の集計なども大事な材料になると思っています。

笹木慶之委員　我々の会派としての考え方は、おおむね確認や協議はしております。1点目は時間の問題です。60分という話がありましたが、その点については、現状で時間を定めるのは極めて難しいんじゃないかという話がありました。ただ、答弁の時間については、答弁の内容が質問の内容に合致していないということがあって、これは時間的に制約したほうがいいんじゃないかということもありました。ある質問者が答弁しようと思ったけれども、執行部が長々と答弁して、議員の答弁が制限されたということもありますので、時間制限して、ルールどおりにすれば、そういったこともあり得ないということになりますので、それはしっかり議論すべきじゃないかとなりました。それから、一般質問の内容については、やはりよく精査して、その内容が本当に質問に適格するものかどうか、これはお互いが反省しながら、内容を確認してふさわしいものにしていきたいと、お互いに最高の努力をしたいということがありました。

大井淳一朗委員　前回言ったことと重複するんですけども、まず、この一般質問の時間については、時間自体を短くするという方向と、議員の持ち時間だけをカウントする方法とがあります。昔の小野田市議会では、議員の持ち時間だけをカウントする方法でした。ところが、執行部の答弁が長いと、人によっては2時間ぐらいになったと。そういう話も聞きますので、やはりこの議論をするのと並行してやらないといけないのは、執行部の長い答弁をどうするのかです。何よりもその前提として、聞く

側の議員が網羅的に聞くと、執行部も網羅的に答えざるを得ないので答弁が長くなってしまふというところに問題があります。そういったところもきちんとやらないと、単に時間を短くして、または片道何分にしただけでは、本来の一般質問の質を上げるという目的が達成できないのではないかと考えます。ですから、今の質問時間70分（執行部の答弁時間を含む）というところは変えていかなければいけないと。皆さんと同じような意見だということです。

宮本政志委員長 今から委員外議員の皆さんの御意見もお聞きしていきます。議長から一般質問についての諮問があったのは、その時間を短く云々ということではなくて、一般質問の在り方そのものについて時間も含めて現状どうなのかということをしっかり議論するよとということだと受け止めておりますので、いかんせん時間を短くするだけの論点ではないということがあります。その辺りも含めて、委員外議員の皆さん、何かございますか。

吉永美子議員 時間の関係の話が出ると思っ、ここに参加したわけです。県内他市の公明党議員に聞いてみました。私の調査が正しければですが、議会が35分、執行部が35分と、そういう時間制限があるのはどうかと聴いたら、そのほうが良いと言っていました。やはり議員がだらだらとしゃべらないということです。もともと議員は時間制限があったわけですが、その方といろいろと話して思っしたのは、議員が論点をきちんと整理して、一般質問ですから質問を何回やっていくかということも頑張らないといけないということです。限られた中でどこまで突っ込んでいけるかを考えていくと。極端な話、70分の中で50分議員が質問を重ねると。当然、執行部の答弁もありますから50分にはならないと思うんですが……こういうお話があったので、3月議会の際に自分がどのくらい時間を使っているのかを調べました。計算に間違いなければ、35分使っていないんですよ。ということは、もっと聞けたと思っんです。要は、だらだらとしゃべらないという部分では、先ほどの公明党

議員もそのほうがいいと言ったように、議員の時間を制限することは悪くないと思います。ただ、答弁時間まで制限されると、議員の時間は余っているけど、もう答弁できないとなるわけでしょう。だから、そういう縛りがあると議員にとってはマイナスだと。旧小野田市では、執行部の時間制限がなかった時代があったというのは存じ上げなかったんですけど、やはり執行部にもきちんと努力をしていただいて、だらだらと答弁しないようにしていただけたと思います。やはりいかに質問して、どこまで大事な論点に突っ込んでいけるかという点では、質問を何回重ねていくかというところに挑戦したいし、そういう意味では、議員だけの持ち時間を設定することについては反対いたしません。

宮本政志委員長 今の吉永委員の御意見は、みらい21とか創政会とかの意見と近いと感じたんです。事務局に聞きます。先ほどから執行部の答弁の時間の件が少し出ているんだけど、本会議場の議事整理権は議長にあると受け止めているので、例えば、執行部が無意味にもものすごく長い答弁をだらだらとした場合には、議長から執行部に対して注意云々をする権限があると思いますが、いかがですかね。

岡田議会事務局議事係長 委員長のおっしゃるとおり、本会議場での議事整理権は議長にございます。そして、議長が議会運営委員会に諮問された際にも、議会運営委員会において方針をきちんとルール化するなど決めていただければ、議長としても注意しやすいという旨のお言葉もあったかと思えます。結論としては委員長がおっしゃるとおりでございます。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明があったように、議長の注意等も含めて、議長が議事整理しやすいようなルールづくりを前提として、一般質問の在り方が諮問されています。

白井健一郎議員 まず質問させていただきたいんですけど、先ほど伊場委員がおっしゃられた長々と持論を述べる人がいるということについて、その

持論とはどういう意味でしょうか。私なんかは、それはもう議員個人の意見だから、まさにこの一般質問で言わなくてどうすると。一般質問は持論を展開するところだと思っているんですけど。

伊場勇委員 持論を述べるなどは言っていないです。それがもう10分も20分もいろいろな例を出して展開されると、5分でさっと終わって自分の意見をスパッと一言で言ってくればいいのとなるんです。もちろんいろいろ勉強されているのは分かりますし、経験されているのも分かりますけど、それが聞いているほうからすると「長かった」と。傍聴に来たり、一般質問を見ていただいたり市民の方からもいろいろ聞いているところがあり、感じているところがありました。

白井健一郎議員 私は、質問と答えという形になっていなくて、ただもう自分が言いたいことを主張する形でも構わないという立場ですけれども、それは置いておいて、私の一般質問に対する考え方を述べたいと思います。先ほど一般質問の規定がないという意見もありましたけれども、先ほども私が申し上げたように、議会というのは慣習とか慣例とかというのが非常に大きな要素を占めます。言ってみれば、一般質問の規定が一般的に規定されていないのは、我々の先達といいますか、先輩たちが勝ち取ってきた権利だと思っています。一般質問は議員の大切な権利だと思っています。これは決して抽象的なお題目ではなくて、何度も一般質問すると分かってくるのですが、具体的に予算がついた政策として実現しなくても、本市の様々な場面で一般質問の効果が現れるということは十分考えられるところですよ。具体的に言いますと、例えば、ある議員がある病気へのワクチンを推奨することをテーマにして一般質問したということになれば、そのことについて執行部側からは求める答弁がもらえなくても、実際に山陽小野田市内の病院に行ってみれば、ワクチンを受けましょうというワクチン推奨のビラがたくさん貼られているなどするわけです。そういう目に見えないところでの影響力、目に見えないというか、本来の執行部の答弁という形ではもらえなくても、一般質問にはそれな

りの効果があるし、例えば、地元の新聞でそのテーマに従った小さな特集を組んでもらうなどの波及的な効果もあります。ですから私の立場からすると、一般質問の権利性を重視するなら、安易な時間制約というのは、個々の議員側から見れば権利侵害に当たるだけでなく、一般市民の不利益にもなると考えているので、慎重な考慮が必要であります。先ほど、吉永議員が実際に測って見たら、それほど私の発言量的には制約されても問題ないと言いましたけれども、それならば、議運においてもその辺のエビデンスをしっかりと取っていただきたい。私の感覚では、今、半分ぐらいの登壇者が70分使い切っていると思います。私は15分ぐらい残すんです。残すのも自由だとは思っています。そういう形でせっかく先達たちが勝ち得てきた一般質問の権利を安易に放棄することがあっていいのかと強く思っています。それから、これはちょっと細かい話になりますが、トータルの時間で70分と決められていると、私の一般質問は何時何分から始まりますよと支援者に対して明示できるので、そういうメリットもあると思います。

宮本政志委員長 白井委員がおっしゃった御意見というのは、議長から本市議会の一般質問の在り方について議論を深めてほしいという諮問を受けて、その前提で議論になっていると思いますね。そのほか、今の白井委員の意見に対してでもいいですし、そのほかにも何か御意見があればお願いします。特に委員外議員の皆様から御意見をお聞きしたいとは思っているんですが、いかがですか。

山田伸幸議員 今、ほとんどの方が一問一答形式でされています。一時期そうでないものもありましたけれど、やはり聞く側からすれば、一問一答で深められていくというのが一番大事だと思うんです。しかしながら、せっかく一問一答でありながら質問しないと、執行部も答弁できないようなことをされる方もおられます。だから質問しないんですよ。だから議長から質問してくださいと言われたこともありますよね。その辺は議員の責任なんですけれど、やっぱり質問を繰り返すことによって問題点を

深めていって、よりよいものを勝ち取っていく。やはり議員であるからには、一般質問に出たからには、自らの目標をしっかりと持った上で組み立てていくと。そのためには、例えば、執行部の執行状況を聞いたりしつつ、究極的にはやはり市長がいかにか答弁をするかということにかかってくるということがよくあります。私自身の組立てとしてはそうしているつもりなんです。やはり聞いている人に質問が分かりやすかったと言ってもらえるようなものにしていく努力が必要だと思うんですね。結果として、議員の質問時間が限られると、組み立てやすくはなりません。以前、小野田市議会的时候は片道40分でした。ですから、私は全部ゆっくり読み上げて、40分に収まるようにつくっておりました。それが70分になってからはちょっと崩れて、長い答弁をされて幾つも質問をカットするということが起きたんですけど、それはそれでこちら側のミスだと思っております。ですから、傍聴人からこの質問はよく分かったと言っただけのようなものにすべきだと思います。やはり議員がもっと資料を活用しながら、せつかく資料を出しているのに触れもしない、触れても見ておいてくださいみたいな形で終わるのではなくて、なぜその資料を用意したのか、ここの数字のこういうことが現実に問題となっているじゃないかと迫っていかないと、せつかくの資料も死んでしまうんです。執行部が苦勞してまとめてくれたものもありますし、自分で取り寄せてよりよいものにしようと思っても、その持っている資料の意味そのものが失われてしまうということもありますので、それは議員としてやはりきちんと精査していく必要があるかと思っております。そういったことを総合して、質問時間を決めていくことが必要ではないかと。先ほどから往復でどうだ、片道がどうだというものもあるんですけど、実際、それぞれの議員がどうなのかというのは、できればデータを作っただいて、それで測っていったらどうかと思っております。

岡田議会事務局議事係長　今までの議論の中で、何度か一般質問につきましては特に規定がないという旨の御発言がありました。皆様御承知のこととは思いますが、補足的に御紹介をさせていただいてもよろしいでしょう

か。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）当初、森山副委員長が、地方自治法において規定がないとおっしゃいました。これはそのとおりでございます。ただ、それ以外の例規等におきましては、例えば、議会基本条例第11条に「議員は、一般質問を行う権利を有します。」という規定がございます。そして、会議規則第61条におきましても、「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」という規定がございます。一般質問に係る規定としては、この辺りと申し合わせ事項の規定になるかと思えます。

白井健一郎議員 先ほどの意見に少しつけ加えますが、一般質問については、どなたかがおっしゃったかもしれませんが、議会の活性化という観点からも注目したいと思います。私は、一般質問がどんなものかということの本で調べたんです。議員になりたての頃ですけど、一般質問ではどんな質問でもできますと書いてありました。だから、私はそれを愚直に信じて、一般質問といえ、まさにその議員個人が発表する姿を市民の皆さんの前で見せることによって、自分を、自分の考えをアピールすると。そこに一つ何か工夫が生じれば、私は先ほどの服装の自由化というよりも、この一般質問をいかに議会の活性化につなげるかというほうが、やっぱり中身に関わっていますから、本当の一般質問というのは、議員個人からすれば議会の中の本当のメインと言ってもいい場面ですから、そういうふうな議会の活性化という観点からも考えていただきたいと思っています。

宮本政志委員長 一般質問の在り方で、議員がいろいろな研修を受けたり、あるいはいろいろな本を読んでいたらするはずですよ。一般質問について日々勉強して、一般質問そのものの質の在り方を踏まえて、議論が進んでいくんでしょうけど、ほかに御意見等はございますか。

矢田松夫議員 最初、宮本委員長から一般質問の目的というか、在り方について議論していったら、時間を短くすることが目的ではないと聞いたから、

もう安心して意見を言わなかったんですが、それが基本だと思います。ただ言えるのは、やっぱり議員の資質の問題で、70分しようが60分しようが、議員の質をどう高めるのかというのが、本来この場での議論が必要ではないかと思います。それともう一つは、持論を述べるなど言いながら、持論と屁理屈とは違うと思います。それから、レポートいか、同じこと何回も質問すると。持論もある程度は議論を高めるためには必要でないかと思います。私の場合も、正の字を書いて、執行部と自分の質問の回数ではどちらが上回っているのかということ、議会だよりを書くときに調べることもあるんです。ですから、短くしようが、長くしようが、私の場合は70分では足りないし、あるいは、前回の執行部が延々と回答する中でいらいらしたこともあります。その辺はルールをきちんとしていただければと思うんです。いわゆる議長がその境目とか、答弁と質問の境目をきちんとしていただければ、私は別にその時間を長くしたり短くしたりすることにはこだわらないということでもあります。

宮本政志委員長 一般質問については非常に重要なことを今後決めていかなければなりません。ちょうど1時間たちますので、暫時休憩して、再開後に、一般質問についてまた御意見等がございましたら、簡潔に御意見を言っていただけたらと思います。ここで一旦暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。付議事項の2点目の一般質問について、休憩前からいろいろな議論に入っておりますが、ほかに御意見はありますか。

山田伸幸議員 可能であれば、一度一般質問の研修をされたらどうかと思うんです。私たちは土山先生の研修を3回も4回も聞いておりますけども、実践で一般質問の中身はこういうふうに改善したらいいなどのアドバイスを受けることもできますので、それを一度されることを提案します。

伊場勇委員 先ほど白井議員から発言がございましたが、議会は唯一の議事機関であり、重要なのは議案審査です。プラス立法府としての機能もございまして、例えば、所属委員会から政策提案についての発議を行うなど、そういったところが議会の一番大事なところだと思っています。一般質問は「できる規定」でありますし、市政運営全般のことに対して市長に対して質問することができて、事業などの責任の所在などを確認することができる。議員1人の一方的な政策提案というのは、それを披露する場にしかかなり得ないと思うわけです。その辺のやるべきことの優先順位については、もっとしっかり理解していただきたいということを聞いていて思ったところです。

大井淳一郎委員 一般質問の内容とか位置づけとかについては、大半の議員が思いを持っていらっしゃると思いますが、議員必携にも書いてありますので、こちらで確認すると同時に、今、山田議員からありました研修というのも一つの考え方かもしれません。すぐに呼べないところもありますので、そういった本もありますし、あと、土山先生の研修の記録があれば、そういうものも見られたような気がします。間違っていたらごめんなさい。実践はなかったかもしれませんけどね。そういったものを見ながら、私も含めてお互いが勉強していかなければいけないと思っております。あと、持論を述べてはいけないという話があったんですが、持論といってもいろいろありまして、例えば、質問をして問題点を指摘して、政策変更を促すためにはどうしても持論は展開しなければいけないと思っております。よくないというのは、恐らく既に分かっている数字などを淡々と述べて、窓口質問とか、自己流の何かだけを述べて質問しないとかですね。そういうのが多分問題だと思うんで、その辺りを改善していけば

いいのかなと思っております。持論については。

白井健一郎議員 先ほどの伊場委員の意見についてですけれども、一般質問は「できる規定」と言われました。その「できる」とは、「やってもいい」ということではなくて、「権利として侵されずにできる」という意味ですから、価値が高いという意味だと思えます。それから、先ほど山田議員から一般質問の講習会、研修会みたいなものをしたほうがいいと言われましたが、私からすれば、一般質問はそれぞれそれぞれが違って当然といたしますか、うまいも下手も議員の個性の一つといたしますか、何というか、一般質問を制約する形での研修というのは賛成しかねます。

宮本政志委員長 冒頭から何度も言っていますけど、議長が諮問されたのは一般質問の在り方そのものです。そういったことを前提として議論していきたいと思えます。事務局、先ほど山田議員から研修のことがありました。例えば、江藤先生と長内先生という議会アドバイザーがいらっしゃいます。特に長内先生はリモートでも可能とおっしゃっていたので、一般質問に係るリモートでの議会あるいは委員会との意見交換は可能ですよ。当然、日時等の都合が合えばということですけど、可能ですか。

岡田議会事務局議事係長 そういった打診をさせていただくことは、もちろん可能でございますので、確認させていただきます。

宮本政志委員長 そのほかはございますか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）今日でこの議論が終わりでもございませぬし、これから一般質問については何度か議会運営委員会の中で議論していくようになります。今後の議会運営委員会の中で一般質問についての議論に入るときは、ぜひいろいろな御意見を頂けたらと思っておりますが、この件について議長から何かございますか。

高松秀樹議長 私から一般質問の在り方を議会運営委員会に諮問したそもそも

の理由は、皆さんがるる言われた中にもあるんですが、「皆さん、一般質問はこのままでいいんですか」ということです。いろいろな問題があります。今聞いていて、いろいろな認識の違いもありました。一般質問とは一体何なのかっていうことと、一般質問の目的や意義は、これは自由じゃないんですよ。そこから始めなければいけないのかなど、聞いていて思いました。一般質問の在り方は、このままではいけないと思っています。執行機関からもこのままではいけないということを耳にしております。もちろん執行機関の答弁の仕方も含めてまずいことはあると思いますが、それはここでルールを決めていただければ、私の議事整理権の中で対応できると思っています。今後、皆さんがこの一般質問をどうしていくのか、このままでいいのかという一つのアイテムとして時間があるというだけの話で、時間が問題だという意味じゃないんです。そのほかについてもこのように委員外議員の皆さんにも集まってもらって、議員歴が長い議員もいらっしゃるので、しっかりここで議論を深めていただきます。一般質問とは最終的な市民のためのものです。本当に市民のためのものになっているかどうかということも深めていただきたいという意味で諮問いたしましたので、今後も皆さんの自由闊達な議論を期待しております。

宮本政志委員長　それでは、付議事項の2点目については終わりたいと思いますがよろしいですか。

白井健一郎議員　先ほどの私は、一般質問は何でもできると口が滑ってしまいましたけれども、やはり服装の自由化にもあったとおり、議会の品位とか市民の良識に沿ったとか、そういうことはもちろん必要だということも付け加えておきます。

宮本政志委員長　先ほど議長がおっしゃったことが、次の議会運営委員会での一般質問についての議論の中核になってくると思います。ですから、そのことも踏まえて議会運営委員の方はもちろんですが、委員外議員にも

ぜひ出席していただいて、皆さんのいろいろなお考えを聞きたいと思っております。それでは付議事項2点目は終わります。付議事項3点目に入る前に、委員外議員の方で退席される方は御退席ください。本日はどうもありがとうございました。

(吉永美子議員、白井健一郎議員、矢田松夫議員 退室)

宮本政志委員長 それでは、付議事項3点目に入ります。陳情書の審査において挙げた検討事項についてです。これは先日の議運決定事項の中で、今から議論をしていく、検討していかないといけない点がございまして報告しております。そのことについて、どのようなことを議論、あるいは検討していく必要があるという御意見がありましたらお聞きしたいんですが、ございますか。

森山喜久副委員長 広聴特別委員会として、現状を報告させていただきます。
このたびの議会カフェの中で(発言する者あり)

宮本政志委員長 今、森山副委員長の発言中でございましたが、付議事項3点目に入りましたので、委員外議員としての山田議員の出席については、皆さんよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)大変申し訳ございませんでした。森山副委員長、発言を続けてください。

森山喜久副委員長 このたび広聴特別委員会の中で開催した議会カフェの中で、この議会カフェへの出席は公務であるという周知の関係は、第1回目で行いました厚狭地区複合施設のところで全議員に対して周知したところです。ただ、全ての会場についてはそれをしていなかったというところで、周知が足りていなかったという御意見もあるかもしれません。今後、議会運営委員会とか広聴特別委員会とかの中で、議会カフェは公務であるという周知をしていきたいと思っております。また、必要書類とか文書とかを各議員に通知する際にも、公務であるという旨を記載して通知するこ

とを改選までは続けていきたいと思っております。あと、欠席届の関係になります。このたび延べ5人の欠席がありました。取扱いについては、本人たちから私に連絡がありまして、それを事務局、議長に報告しながら、議長、委員長、事務局の3者が共通認識を持たせていただきました。そして、各議会カフェが始まる前に全議員の前でどの議員が欠席になったと報告する中で任務分担の変更をしてきたところです。今回、やはり議会カフェ全体で言えば、改選以降に8会場で延べ8人欠席になったという状況と、委員会については9回の委員会で延べ2人の欠席という状況で、今回の議会カフェは欠席が多いのかなど。当日の体調不良というのもありますので、一概に言えませんが、公務であるという周知が足りていなかったというところがありますので、議会運営委員会、広聴特別委員会、通知文のほうで徹底していきたいと考えております。

宮本政志委員長 今、森山副委員長は、広聴特別委員会の委員長としておっしゃったと思うんです。この陳情書の今後検討していくことは、森山副委員長が言われたように、また、私が先日の議運決定事項の報告で申しましたように、まず、議会報告会が公務に属している旨、全議員に出席義務がある旨、これらの周知が徹底されていなかったというところが論点の一つです。それに付随して、森山副委員長が言われたように、広聴特別委員会からやはり公務である旨を改めて注意喚起すると。どのようにしていくかということが絡んできています。それから、議会報告会の欠席に対しての手續、つまり欠席届等を含めた手續論のことです。現在、会議規則とか委員会条例とかで根拠があるところがありますが、議会報告会に関してはそれがございませんので、そういった手續についてです。それと公務とは何かというところの周知ですね。それに付随して議員の活動というか、政務活動と公務についての論点というか、検討、そういったことを先日お話ししております。で、各会派のほうでは、今、森山副委員長が言われた、例えば、広聴特別委員会のこのたびの付議事項について、議会運営委員会のほうで周知している部分もあるんですが、今後は各委員長、常任委員長や特別委員会も含めての各委員長のほうで、

委員会運営において今のような付随することをどのようにしていけばいいかという検討事項も含めて本日持ち帰っていただいて、検討事項として議論を深めていきたいと思いますが、よろしいですか。何かありますか。

伊場勇委員 今、委員長がおっしゃった各項目はいいと思うんですけど、公務とは何かあるのかというところ、あと、議員派遣については、こういう種類があるなども一つの観点になると思います。そこについても明確にして、再度認識をすることも必要かと考えます。

大井淳一郎委員 手続論の話からいくと、議会報告会の欠席は口頭で届け出るということだったじゃないですか。それを本会議や委員会と同じように書面で出すという手続をするのかどうかという点と、今、伊場委員が言われたことと関連するんですが、今回は議会報告会に関する陳情でしたが、いわゆる公務とは何か。それに対して、さっきの書面の手続をするのかしないかということも議論しなければいけないと思っております。ほかにも市民懇談会など、どこまでが公務として扱われるのか。やっぱり公務災害などの問題もありますから、車で来る途中で事故に遭った場合どうなるかというのもありますので、やはり公務の範囲もこの機会にいま一度範囲を明確にしておく必要があるかと思えます。

宮本政志委員長 二つ、議員派遣と議会報告会のことが出たね。議員派遣と議会報告会についての事務局見解を説明してください。それと、参考様式で欠席届の件がありますけど、これについても事務局のほうで何か考えとか案とか見解があればお聞きしたい。

岡田議会事務局議事係長 それでは、まず、議員派遣についてお答えさせていただきます。議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項に定められておりますので、御確認いただけたらと思います。そして、本市議会において議員派遣を取っている主なもので、私が思いつくもの

を述べさせていただきます。まず、議会報告会、つまり議会カフェでございます。そして、モニターとの意見交換会、市民懇談会、議会アドバイザーや山口県市議会議長会等議長会による議員研修など、こういったときに議員派遣を取っております。そして、大きな意味では委員会で行う委員派遣も議員派遣でございます。こちらは現地視察に行かれるときなどに行われているものでございます。議員派遣に関しては以上でございます。続きまして、様式について述べさせていただきます。現状、これという様式はございません。事実上皆様に御提出いただいております本会議、委員会等を欠席、遅刻、早退等されるときは届出も任意の様式です。任意の様式はあるんですが、便覧にありますように、本市議会としての参考様式を定めているという状態になっております。ですので、もしその他の公務に関してもそういった様式をつくる必要があるとなりますと、現在使っている様式を参考にして、ほかの公務にも対応できるものを、委員長や議会運営委員会の皆様と御協議させていただきながら調整したいと考えます。

宮本政志委員長　ということは、議会報告会に関しては、欠席届を委員長ではなくて議長に対して届け出ることですね。

岡田議会事務局議事係長　委員長のおっしゃるとおりでございます。議員派遣は、議長が行います。そして、委員派遣もその承認は議長が行いますので、届出先は議長となると存じます。

宮本政志委員長　そうすると、委員の皆さん、欠席届の参考様式などの確認はできますので、その辺りも含めて、今挙げました検討事項を会派のほうで持ち帰っていただいて、次回議論したいと思っております。こちらにも陳情書に対する回答によって出てきた検討事項ですから、速やかに結論を出していきたいと思っておりますが、いかがですか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、事務局はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

山田伸幸議員　ということは、欠席届は議会事務局を通じて議長に出されると
いう考えでよろしいのでしょうか。

岡田議会事務局議事係長　その点も含めまして議会運営委員会におかれまして
御議論をお願いしたいと思います。以上でございます。

宮本政志委員長　そうですね。つくるか、つくらないかも含めてですね。それ
では付議事項三つ目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あ
り）では、4番のその他に入ります。

森山喜久副委員長　一般質問の件で、6月議会で中学生が議会を傍聴されると
いうことになりました。その関係で議会運営委員会を1日半ずらすとい
う形になっているんですけど、一般質問者の順番変更について、議長の
権限で変更できるという形であったと思うんです。それを議会運営委員
会で再度確認しておいたほうがいいのではないかと思います。

宮本政志委員長　確認事項としたら、次の中学生による議会傍聴で、中学生が
選んだ議員の一般質問を1日目の1番に持ってくるようになるね。当然、
順番に関しては議長に変更の権限がございますから、そこはもう議論に
入る必要はないんですけど、その順番がずれた場合ですね。例えば、1
番と5番の方がずれたら、1番と5番だけを変えたらいいのか。あるい
は、一つずつ繰り下がっていったらいいのかを本日決めたほうがいいね。
もう6月の一般質問通告締切り間近ですからね。その辺りはいかがです
か、皆さん。一つずつ繰り下げていくか。もうそこで変えるか。御意見
はございますか。

大井淳一郎委員　前回、伊場議員はたまたま初日の1番だったので、順番変更
はなかったんですが、例えば、伊場議員も含めて誰か議員が選ばれて順
番が上がったときは、そのままほかの議員が繰り下がる形のほうが分か

りやすいのかなと思っております。結局、次の議会運営委員会で議長が今日の議会運営委員会の話を尊重されて、整理されたものが上がってくるんですよね。それをまず確認します。

岡田議会事務局議事係長 議長権限でありますので、最終的には議長が決定されるということは、大井委員のおっしゃるとおりでございます。しかし、次の議会運営委員会に持ち越されるのか、それとも、例えば、本日もうお決めいただきまして、議長の決定も経て次回の全員協議会で報告するなど、いろいろな方法があろうかと存じます。

伊場勇委員 (聴取不能)

大井淳一郎委員 今、伊場委員が言われた、繰り下げるやり方のほうが負担は少ないかと思っておりますので、そちらでよろしいかと思っております。ただ、早めに議員の方にも教えてあげたほうがいいですね。くじで決まるわけですから、それについては御理解いただきたいと思っております。

宮本政志委員長 そのほか何かございますか。(「なし」と呼ぶ者あり) そうしますと、一般質問に関しては、今回、中学生傍聴の関係がございます。選ばれた方が1番に変わって、それ以降は一つずつ繰り下がっているということよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) 今、議会運営委員会としての方向性は決まりました。高松議長、それでよろしいですか。(うなづく者あり) 今、議長からも許可していただきましたので、その方向で行きます。そのほかですが、もう一つ政務活動費の問題についてです。これは、間違っていたらすみません、政党会派が令和5年9月21日の議会運営委員会で決定して以降、政務活動費のことにに関して条例中に会派という表現がありますので、その辺りを本来なら令和6年4月1日から政務活動費が発生しておりますから変更しておかなければなりませんでした。これは急いでやるべきことが漏れておりましたので、大変申し訳ございませんでした。この政務活動費の訂正について、事務局、

説明を受けていいかな。

岡田議会事務局議事係長 それでは今の点について御説明させていただきます。
現在、本市議会の条例等におきまして、会派という文言が使われているものが幾つかございます。その中で唯一、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例には、申し合わせ事項で会派の成立要件が決定する前にこの条例が立ち上がりましたので、この条例で個別に会派が定義されております。これまでは条例中の会派の定義と申し合わせ事項の会派の定義が同一であったので、規定が重なっているとはいえ問題がなかったのですが、委員長がおっしゃいましたように、令和5年9月21日に会派の結成要件が変わり、政党会派という概念が出てきましたので、これに合わせるような形で何かしらの改正が必要と考えます。時期に遅れた御提案になってしまい、大変申し訳ございません。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございました。このことに関しては議長にも御相談しながら事務局と打合せをしまして、委員会提出議案を考えているんですが、このことも含めて少し議長にも相談しながら案をつくって、また、議会運営委員会で皆さんに議決いただこうと思っております。これについては、これまでの議論の中で政党会派と会派を個別に分別して云々というような考え方は全く持っておりません。あくまで会派ということはもう政党会派も含まれるという前提での議論を、会派のほうでしていただいたほうがよろしいかなという考えを持っております。この点についても今後の議会運営委員会で取り扱っていきますので、各会派でしっかり詰めておいてください。

大井淳一郎委員 今の話で少し確認したいんですけども、今、政党会派に自体にお金が行くのか、それとも、例えば、山田議員や中島議員には別々に行くのか。それと今後、政務活動費の収支報告書がありますよね。これまでは無所属議員という扱いで出ていたんですけど、それがどうなのかについてお答えいただければと思います。

岡田議会事務局議事係長 これまでの議会運営委員会の皆様の議論におきまして、政務活動費において通常の会派、すなわちこれまでの会派と政党内会派を分けるという御議論はございませんでした。ですので、純粹に政務活動費の交付に関する条例中の規定の改正が追い付いていなかったということになっております。ですので、このたびの改正の御提案に際しては経過措置を設けまして、令和5年9月21日の改正以降に遡って、政党内会派の皆様に対しては政務活動費を会派に対して支給できるようにする遡及規定を付け加えさせていただきたいと考えております。

大井淳一郎委員 先ほどの答弁で大体分かったんですが、収支報告も今後は、例えば、共産党議員団、公明党議員団って感じでなるんですね。

岡田議会事務局議事係長 令和5年9月21日以降に申請されたものにおきましては、全て政党内会派単位となります。

宮本政志委員長 岡田係長の説明があったとおり、早々に私のほうで手をつけておけば、遡及期間もこれだけ長くならず済みましたんで、申し訳ございません。これは急いで変えていきましょう。そのほかはございますか。

岡田議会事務局議事係長 付議事項には掲げていないのですが、先ほどの一般質問の順番変更につきまして、議運決定及び議長の承認を頂きました。これを早急に議員の皆様にも周知する必要があるかと思っておりますので、令和6年5月28日の9時30分から全員協議会の開催をさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

宮本政志委員長 本会議の前の全協で議運決定事項を説明するようになると思いますが、これに関してよろしいですか。委員の皆さんはよろしいですね。
(「はい」と呼ぶ者あり) 議長、よろしいですか。(うなづく者あり)

それでは、今、議長の許可を頂きましたので、28日9時30分から全員協議会を行うということで決定いたしました。そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）議長、ございませんか。（うなづく者あり）それでは、第24回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時4分 散会

令和6年（2024年）5月24日

議会運営委員長 宮本政志